

働者に取つて感謝する程のものと存い、その目的とする趣意、  
洽行たるや申訳的である。

第四條の保障給付は、第四條、亦第四條、四五條、四六條、  
七條の如きは撤廃總に改正を必要とする。

一 保障金は政府、資本家負擔を増額とすこと

二 公私傷病を同一百八十日の限度を取消すこと

三 本病に關しては五日間の待期日を廃止とすこと

四 六十日の傷病手当金を百分に増額すること、但し此に要する負擔  
の増額は資本家負擔とする。

尚詳細は口頭で説明する。

### 工場法・鑛業法の改正に関する件

提案 本部

説明

主文 保本法たる工場法、鑛業法の階級性を批判し階級的工場に起つて撤  
約に改正を要する。

理由 元來、工場法、鑛業法は、保本法として制定されたものである。殆ど

無産階級の成りにより（階級性）に依り、  
鑛に限らぬものであるの故、  
資力階級が独占する階級的社  
會階級を緩和し抑止し得る關係に於けるの  
サ工場法、鑛業法は別定されたのである。

さ此を斯る勞働階級の緩和、保本の恒久性を維持することの  
目的のため存在する該法の正体を脱離する事と、階級的性を  
に依つて徹底的改善を期せんとするものである。我々が主張  
する改正案の要項は凡記の通りだ。

#### 改正要項

- 一 適用範囲を現行十人を五人以上とする
- 二 適用を勅令を以て除外することを削除すること
- 三 十八歳未満幼女を二百大時労働とすること
- 四 本法違反者は三月以上の懲罰に処すること
- 五 施行令第一条は一年中心全額負擔を三年まで百分の八十
- 六 同条七条の (一) 一千三百日分 (二) 八百日分 (三) 四百日分  
(四) 三百五十日分 (五) 同条三項削除  
(六) 八条七千日分 (七) 九条を五百日とす